

意見書案第9号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

平成30年9月28日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松本春男
賛成者	同	二見昇
同	同	上田博之
同	同	畑井陽子

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣 あて

(提案理由)

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 10 号

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、  
並びに行き届いた教育の実現に関する意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり  
提出する。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	古 市	正
賛成者	同	内 山	恵 子
	同	橘 川	佳 彦
	同	佐 竹	百 里
	同	越 川	好 昭

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上、  
並びに行き届いた教育の実現に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子供たちが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

学校現場の課題が複雑化・困難化する中で、教職員は学習指導要領改訂に伴う教材作成に苦慮する状況となっている。さらに、文部科学省が公表した「勤務実態調査」によれば、中学校の約6割、小学校の約3割の教員が月80時間以上の時間外労働に従事している。未来を担う子供たちを育む本市の学校現場においても、教職員の長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させるとともに、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
文部科学大臣 あて

(提案理由)

義務教育費国庫負担制度を存続・拡充し、義務教育教科書無償制度を継続するとともに、行き届いた教育を実現するための予算を確保・拡充することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 1 1 号

臓器移植の環境整備を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	古 市	正
賛成者	同	内 山	恵 子
同	同	橘 川	佳 彦
同	同	佐 竹	百 里

## 臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっている。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で1万1,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係るさらなる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。

5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

(提案理由)

国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させることを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 1 2 号

精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	笠 間	昇
賛成者	同	上 田 博 之	
同	同	青 柳	愼
同	同	井 上 賢 二	
同	同	金 江 大 志	
同	同	安 藤 多 恵 子	
同	同	畑 井 陽 子	



## 精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者施策は、身体、知的、精神の3障害一元化が基本的な方向になっているが、長い間、精神障害者は身体及び知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から除外されている。

精神障害者家族会の全国調査によると、精神障害者の大半が家族と同居し、その親も年金生活者である。このため、家族の高齢化により経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達している。経済的な理由によって、精神障害者がデイケアサービスや作業所を利用できず、外出を控えていることは、引きこもりの大きな要因であり、障害者権利条約が求める社会参加の促進の大きな障壁となっている。

また、国が障害者権利条約を批准し、障害者差別解消法を平成28年4月1日に施行している中、精神障害者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考える。

よって、国においては、精神障害者も身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の対象とするための必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣  
国土交通大臣 あて

(提案理由)

精神障害者も身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の対象とするための必要な措置を講ずることを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 13 号

住宅防音工事対象線内の 80W 及び 75W 地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について、防音工事及び外郭防音工事の対象とすることを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	橘川佳彦
賛成者	同	井上賢二
同	同	笠間昇
同	同	齊藤慶吾
同	同	三谷小鶴
同	同	青柳慎
同	同	増田淳一郎
同	同	松本春男
同	同	越川好昭

住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について、防音工事及び外郭防音工事の対象とすることを求める意見書

本年3月30日に米空母艦載機固定翼機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐が完了し、航空機騒音の軽減が期待されているところであるが、今後、騒音状況の変化による厚木飛行場に係る第一種区域の見直しが行われ、新たに設定される区域は縮小の方向へ向かうと想定される。

現在、告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象線内の85W地域に所在し、平成18年1月17日までに建てられた住宅が対象となっている。また、外郭防音工事も同年同日に告示された対象線内の85W地域に所在する住宅と平成18年1月17日の告示により拡大した80W及び75W地域に所在する2戸以上のRC住宅が対象となっている。

第一種区域の見直しにより、現在の80W及び75W地域に所在する住宅が、防音工事の対象となくなってきた場合、これまで受忍限度を超える騒音被害に苦しめられ、また、引き続き航空基地として使用される厚木飛行場の周辺に居住する市民の差別化が起こり、公平な対応とは言いがたい。

よって、国においては、厚木飛行場を抱える本市の実情を認識し、早急に昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について防音工事の対象とし、外郭防音工事が実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 あて

(提案理由)

昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象線内の80W及び75W地域に所在する全ての告示後住宅及び住宅について防音工事の対象とし、外郭防音工事が実施されることを要請するため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 14 号

旧優生保護法による不妊手術の被害者のために実態調査を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	橋川佳彦
賛成者	同	松澤堅二
	同	増田淳一郎
	同	比留川政彦

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者のために実態調査を求める意見書

優生上の見地から不良な子孫出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するという目的から、昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者のうち、本人の同意なしに不妊手術を施された方は1万6,475人と報告されている。神奈川県においても、本人の同意なしに不妊手術を施された方が462人いたことが判明した。本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上大きな問題がある。

よって、国においては、次の事項について所要の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 都道府県が所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況調査を行うこと。
- 3 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣 あて

(提案理由)

旧優生保護法による不妊手術の被害者のために、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと、都道府県の所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況調査を行うこと、及び、全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応に努めることを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 15 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	橋川佳彦
賛成者	同	松澤堅二
同	同	増田淳一郎
同	同	比留川政彦
同	同	松本春男
同	同	二見昇

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実や保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、必要な人材確保策を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立が求められている。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。

本来、必要な行政サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。

しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、公共施設の長寿命化・老朽化対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な地方財政措置を行うこと。

4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣  
経済産業大臣 経済財政政策担当大臣 地方創生担当大臣 あて

（提案理由）

平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことを求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。



意見書案第 16 号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 28 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松 澤 堅 二
賛成者	同	橘 川 佳 彦
同	同	増 田 淳一郎
同	同	松 本 春 男
同	同	比留川 政 彦
同	同	越 川 好 昭
同	同	二 見 昇

## ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を初め、導入を検討・開始している自治体がふえている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た方が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきている。

よって、国においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など複数の自治体にまたがって事業を行っている公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

綾瀬市議会議長 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 あて

（提案理由）

心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を求め  
るため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。